

◎日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定の
附属書の修正勧告の受諾に関する交換公文

(略称) 中国との漁業協定附属書の修正勧告受諾取極

昭和五十四年 一月十六日 北京で
昭和五十四年 一月十六日 効力発生
昭和五十四年 二月二十日 告示

(外務省告示第四三号)

目 次

中国側書簡	二五三
協定の附属書Ⅰの修正勧告の受諾	二五三
日本側書簡	二五八
○合意された議事録	二五九
第四保護区における最高操業隻数	二五九

(日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定の附属書の修正勧告の受諾に関する交換公文)

(中国側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本部長は、千九百七十五年八月十五日に東京で署名された中華人民共和国と日本国との間の漁業に関する協定の附属書Ⅰの修正に関し、千九百七十八年十二月一日より十二月九日まで東京で開催された中日漁業共同委員会臨時会議が採択した次の勧告を中華人民共和国政府が受諾した旨を中華人民共和国政府に代わつて確認する光栄を有します。

千九百七十五年八月十五日に東京で署名された中華人民共和国と日本国との間の漁業に関する協定の附属書Ⅰの修正に関する中日漁業共同委員会臨時会議の勧告

中日漁業共同委員会は、中華人民共和国と日本国との間の漁業に関する協定第六条 4 (2) に基づき、同協定の附属書Ⅰの修正に関し、次のとおり両締約国に勧告する。

1 附属書Ⅰの 1 (2) (1) に規定する第一休漁区の期間を次のように修正する。

期間 二月十五日から四月十五日まで及び十一月十日から十二月十五日まで

2 附属書Ⅰの 1 (3) (1) に規定する第一保護区の位置を次のよ

中国との漁業協定附属書の修正勧告受諾取極

(中 方 函)

日本国駐中華人民共和国特命全权大使
佐藤正二閣下：

我謹代表中華人民共和国政府确认，
中華人民共和国政府採納一九七〇年十二月一日至十二月九日在東京举行的中日漁業聯合委員會臨時會議關於修改一九七五年八月十五日在東京签订的中華人民共和国和日本國漁業協定附件一的如下建議：

“ 中日漁業聯合委員會臨時會議
關於修改一九七五年八月十五日在
東京签订的中華人民共和国和日本
國漁業協定附件一的建議

中日漁業聯合委員會根據中華人民共和國和日本國漁業協定第六條第四款第二項建議締約雙方修改協定附件一如下：

一、對附件一、1、2、(1)所規定的
第一休漁區的時間修改如下：

時間：二月十五日至四月十五日止和
十一月十日至十二月十五日止。

二、對附件一、1、3、(1)所規定的

うに修正する。

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域

- (イ) 北緯三十四度、東経百二十三度十五分の点
- (ロ) 北緯三十四度、東経百二十四度三十分の点
- (ハ) 北緯三十三度、東経百二十四度三十分の点
- (ニ) 北緯三十三度、東経百二十四度四十五分の点
- (ホ) 北緯三十二度三十分、東経百二十四度四十五分の点
- (ヘ) 北緯三十二度三十分、東経百二十三度四十五分の点
- (ロ) 北緯三十三度、東経百二十三度四十五分の点
- (ハ) 北緯三十三度、東経百二十三度十五分の点
- (イ) 北緯三十四度、東経百二十三度十五分の点

3 附属書 I の 1 (3) (ii) に規定する第二保護区の位置を次のように修正する。

第一保护区の位置修改如下：

位置：以下列各点順次連結の直线所

围の海域：

- ① 北纬三十四度、东经一百二十三度十五分之点，
- ② 北纬三十四度、东经一百二十四度三十分之点，
- ③ 北纬三十三度、东经一百二十四度三十分之点，
- ④ 北纬三十三度、东经一百二十四度四十五分之点，
- ⑤ 北纬三十二度三十分、东经一百二十四度四十五分之点，
- ⑥ 北纬三十二度三十分、东经一百二十三度四十五分之点，
- ⑦ 北纬三十三度、东经一百二十三度四十五分之点，
- ⑧ 北纬三十三度、东经一百二十三度十五分之点，
- ⑨ 北纬三十四度、东经一百二十三度十五分之点。

三、对附件一、一、3、(2)所规定的第二保护区的位置修改如下：

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域

- (イ) 北緯三十一度三十分、東経百二十二度五十七分の点
 - (ロ) 北緯三十一度三十分、東経百二十三度四十四分の点
 - (ハ) 北緯三十度四十四分、東経百二十三度五十九分の点
 - (ニ) 北緯三十度、東経百二十三度四十四分の点
 - (ホ) 北緯三十度、東経百二十三度八分の点
 - (ヘ) 北緯三十度四十四分、東経百二十三度二十五分の点
 - (ロ) 北緯三十一度三十分、東経百二十二度五十七分の点
- 4
附属書Ⅰの1(3)㈣に規定する第三保護区の位置を次のように修正する。
- 位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域
- (イ) 北緯二十九度三十分、東経百二十二度五十六分三十三秒の点
 - (ロ) 北緯二十九度三十分、東経百二十三度三十四分の点

中国との漁業協定附属書の修正勧告受諾取極

位置： 以下列各点順次連結の直線所
围の海域：

- ①北緯三十一度三十分、東経一百二十二度五十七分之点、
 - ②北緯三十一度三十分、東経一百二十三度四十四分之点、
 - ③北緯三十度四十四分、東経一百二十三度五十九分之点、
 - ④北緯三十度、東経一百二十三度四十四分之点、
 - ⑤北緯三十度、東経一百二十三度八分之点、
 - ⑥北緯三十度四十四分、東経一百二十三度二十五分之点、
 - ⑦北緯三十一度三十分、東経一百二十二度五十七分之点。
- 四、对附件一、一、3、(3)所规定的第三保护区的位置修改如下：
- 位置： 以下列各点顺次連結の直線所围の海域：
- ①北緯二十九度三十分、東経一百二十二度五十六分三十三秒之点、
 - ②北緯二十九度三十分、東経一百二

5

附属書 I の 1 (3) ④の次に次のように加える。

(iv) 第四保護区

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域

- (イ) 北緯二十九度、東経百二十三度二十三分三十秒の点
- (ニ) 北緯二十八度、東経百二十二度四十三分四十秒の点
- (ホ) 北緯二十八度、東経百二十一度五十五分の点
- (ヘ) 北緯二十九度、東経百二十二度四十五分の点
- (ト) 北緯二十九度三十分、東経百二十二度五十六分三十分の点
- (イ) 北緯三十三度、東経百二十二度一分十秒の点
- (ロ) 北緯三十三度、東経百二十三度の点
- (ハ) 北緯三十一度三十分、東経百二十三度四十四分の点
- (ニ) 北緯三十一度三十分、東経百二十二度五十七分の点

如下:

(4) 第四保护区:

位置: 以下各点順次連結の直線所围の海域:

- ① 北緯三十三度、東経一百二十二度一分十秒之点,
- ② 北緯三十三度、東経一百二十三度之点,
- ③ 北緯三十一度三十分、東経一百二十三度四十四分之点,
- ④ 北緯三十一度三十分、東経一百二十三度三十四分之点,
- ⑤ 北緯二十九度、東経一百二十三度二十三分三十秒之点,
- ⑥ 北緯二十八度、東経一百二十二度四十三分四十秒之点,
- ⑦ 北緯二十八度、東経一百二十一度五十五分之点,
- ⑧ 北緯二十九度、東経一百二十二度四十五分之点,
- ⑨ 北緯二十九度三十分、東経一百二十二度五十六分三十分之点。

五、对附件一、一、3、(3)之后增加

(丙) 北緯三十三度、東經百二十二度一分十秒の点

期間 五月十六日から六月三十日まで

「本部長は、更に、この書簡及び閣下が日本国政府に代わつて前記の勧告を受諾した旨を確認される返簡が、同協定第七条の規定に従い、同協定の附属書Iを閣下の返簡の日付の日に修正する旨の中日両国政府間の了解を中華人民共和国政府に代わつて確認する光榮を有します。

本部長は、更に、閣下が前記の了解を貴国政府に代わつて確認されることを要請する光榮を有します。

本部長は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十九年一月十六日に北京で

中華人民共和国外交部長 黄 華

中華人民共和国駐在

日本国特命全權大使 佐藤正二閣下

十二度五十七分之点、

⑤北緯三十三度、東經一百二十二度一分十秒之点。

時間：五月十六日至六月三十日止。

我謹代表中華人民共和国政府确认，根据该协定第七条第二款的规定，本函和閣下代表日本国政府确认采纳上述建议的复函，即成为中日两国政府间关于自閣下复函之日起修改该协定附件一的一项谅解。

我荣幸地请閣下代表贵国政府确认上述

谅解。

顺致最崇高的敬意。

中華人民共和国外交部長 黄 華

一九七九年一月十六日于北京

日本側書簡

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(中国側書簡)

本使は、更に、日本国政府が前記の勧告を受諾した旨を日本国政府に代わつて確認するとともに、閣下の書簡に述べられた日中両国政府間の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十九年一月十六日に北京で

日本国特命全權大使 佐藤正二

中華人民共和国

外交部長 黄 華 閣下

合意された議事録

日本国政府代表及び中華人民共和国政府代表は、千九百七十五年八月十五日に東京で署名された日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定（以下「協定」という。）の附属書Ⅰの修正に関する日中漁業共同委員会臨時会議の勧告を受諾する旨の本日付けの公文の交換に関連して、次の事項を記録することに合意した。

協定の附属書Ⅰの1(3)の規定に基づき、新たに設定された第四保護区における最高操業隻数を次のとおり定める。

日本側 八十隻
中国側 百四十隻

千九百七十九年一月十六日に北京で

佐藤正二
黄 華

同意事項記録

中華人民共和国政府代表和日本国政府代表就今天換文採締中日漁業聯合委員會臨時會議关于修改一九七五年八月十五日在北京签订的中华人民共和国和日本国渔业协定（以下简称协定）附件一的建议，同意记录下列事项：

根据协定附件一的一、三的规定，在新设立的第四保护区内的最高作业渔船数为：

中方 一百四十艘
日方 八十艘

一九七九年一月 日于北京

黄 華 佐藤正二

（参考）

一九七八年十二月、日中漁業共同委員会臨時會議は、漁業資源保存の見地から、一九七五年八月十五日に署名された日中漁業協定（昭和五十年二国間条約集及び条約集第二五一四号参照）の付属書Ⅰに規定する保護区等を拡大及び新設することについての勧告を採択した。この取極は、その採択された勧告を日中両政府が受諾したことを確認したものである。

中国との漁業協定附属書の修正勧告受諾取極